

知内町森林整備計画 変更計画書

計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 12 年 3 月 31 日
(令和 3 年 4 月 1 日変更)

知 内 町

変更理由	地域森林計画に適合させるため
変更内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策に水辺林タイプ、保護地域タイプを追加 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法の伐採率 3 天然更新の標準的な方法の立木度に関する注釈 4 基幹路網の整備計画に計画路線を追加 5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
変更計画が有効となる年月日	令和3年4月1日

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
	(1) 地域を目指すべき森林資源の姿	1
	(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策	2
3	森林施業の合理化に関する基本方向	3

II 森林の整備の方法に関する事項

第1	森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
2	樹種別の立木の標準伐期齢	4
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき基準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき基準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他間伐及び保育の基準	10
4	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	11
3	その他必要な事項	12
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	12
1	作業路網の整備に関する事項	12
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	14
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	14
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進方向	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16

III 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項-----	1 7
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法-----	1 7
2 その他必要な事項-----	1 7
第2 森林病虫害の駆除又は予防・火災の予防その他森林の保護に関する事項-----	1 7
1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等-----	1 7
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）-----	1 7
3 林野火災の予防の方法-----	1 8
4 森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項-----	1 8
5 その他必要な事項-----	1 8
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域-----	1 8
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法-----	1 8
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備-----	1 8
4 その他必要な事項-----	1 8
V その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項-----	1 9
2 森林整備を通じた地域振興に関する事項-----	1 9
3 森林の総合利用の推進に関する事項-----	1 9
4 住民参加による森林の整備に関する事項-----	1 9
5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
6 その他必要な事項-----	1 9
別表 1 -----	2 3
別表 2 -----	2 7
別表 3 -----	2 9

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の現状と課題

本町は、渡島半島南西部に位置し、津軽海峡を隔て青森県津軽半島を望み、北部に木古内町、南部に福島町、西部に上ノ国町と境界を接しており、町の84%が山林原野で占められています。

地形は丘陵、山岳地帯が多いため、中小河川多数が町内を縦横に走り、豊富な水に恵まれており、更に、町の中央を当町の母なる川である知内川が貫流して津軽海峡に注ぎ、その両側は水田を中心とした肥沃な農業地帯として大きく拓けています。

本町の総面積は19,666haあり、その内森林面積は15,894haで総面積の81%を占めています。民有林面積は、6,785haで、スギ及びトドマツを主体とした人工林の面積は3,241haあり、人工林率は48%で、全道平均を上回っています。

人工林のうちの84%を占めるスギの齢級構成を見ると、その75%が9齢級以上で、近い将来本格的な主伐期を迎えることとなり、育成から利用の段階に移りつつあります。

一方育成途上の人工林においては、適期の間伐や枝打ち等の保育による適切な森林整備に努める必要があります。

林業の現状を見ると、木材価格の長期低迷と生産コストの上昇に加え、小規模な森林所有形態及び急峻な地形などにより、採算性が低下している状況にあります。更に、林業労働力の減少や高齢化の進行により、管理の行き届かない森林の増加が懸念されている事から、地域の中心的な担い手である森林組合の経営強化が重要であり、組織体制の充実や事業活動の強化を図る必要があります。

これら取り組みに加え、森林の重要性に対する町民の理解を深めるために、植樹活動をはじめ、森林散策や自然体験活動など、森林とのふれあいの機会の充実に努める必要があります。

また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証(SGEC)取得に向け活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林4,303haにおいて、森林認証(FM)を取得し、併せて町内の4林業事業体、製材工場もCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当っては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため生物多様性や、地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と木材等生産機能を重視すべき公益的機能別施業森林以外の区域に在する森林(以下「木材等生産林」という。)に区分するとともに、公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーションや文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」のゾーンに区分します。

更に、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために重要な森林について「水資源保全ゾーン」を区域の中に重ねて設定します。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿は次のとおりとします。

① 水源涵養林(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透や保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて、浸透を促進する施設等が整備されている森林

(ア)水資源保全ゾーン

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林

②山地災害防止林（山地災害防止機能／土壌保全機能）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林

③生活環境保全林（快適環境形成機能）

地域の快適な生活環境を保全している、樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④保健・文化機能等維持林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

・身近な自然や自然のふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

・原生的な森林生態系、希少な野生生物の生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が育成する森林

⑤木材等生産林

林木の生育に適した土壌等の諸条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

①水源涵養林（水源涵養機能）

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。

(ア)水資源保全ゾーン

良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。

②山地災害防止林（山地災害防止機能／土壌保全機能）

災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。

③生活環境保全林（快適環境形成機能）

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

④保健・文化機能等維持林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）

保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。

保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

(ア)生物多様性タイプ

a 水辺林タイプ

日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・成育に適した森林や、周知からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。

水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

b 保護地域タイプ

原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・成育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成および樹齢からなる森林。

希少な野生生物の生息、生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

⑤木材等生産林

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効果的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を成育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。

⑥その他

・山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所や、流木被害の恐れがある地域については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

・公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

・地域の人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」に基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むものとします。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、関係機関等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本町における立木の伐採方法等は、次のとおり行うものとします。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた未立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等の確な更新に配慮したものとします。

ア 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

(ア)皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。

皆伐に当っては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当りの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当りの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮するものとします。

(イ)択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とするよう努めることとします。

なお、択伐に当っては、適切な伐採率により、一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特徴などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等を勘案することとします。

イ 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の成育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

エ 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

樹 種		林 齢
人 工 林	スギ	50
	カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	30
	トドマツ	40
	エゾマツ (アカエゾマツを含む)	60
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ (天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	" 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

3 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、年齢構成に留意しながら施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。
- (2) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。
 なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。
- (3) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害など各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- (4) 次の地域は、林地崩壊や生態系のかく乱などにつながる恐れがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
 - a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地帯
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 野生生物の生息・成育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (5) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板(あて木)を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (6) 伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。
 なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
 また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (7) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- (8) ブナやヒノキアスナロ（ヒバ）など温帯性の樹木が形成する特色ある森林景観や、クマガラなどの野生生物の生息・生育環境の保存に配慮するものとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

Iの2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質既往の成林状況など適地適木を基本とし、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し、選定することとします。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、ミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定するものとします。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カツラ、ヤチダモ、ハンノキ、カンバ類、ドロノキ、ミズナラ、ブナ、ヒバ、エゾヤマザクラ、イチイ、ヤマモミジ、キタコブシ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な樹種を選定することに努めるとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

(ア) 育成単層林を導入または維持する森林

- a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うものとします。
- b 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うものとします。
- c 植栽時期は、春又は秋植とするが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。
- d 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。
 植栽本数の検討に当っては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に、本数の低減についても併せて検討するものとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種 F1 等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めるものとします。
 植栽本数の低減に当っては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討するものとします。また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。
- e コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べ植栽時期が延長できることから、前述の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

【植栽本数】

単位 本/h a

仕立ての方法	樹 種					
	カラマツ	トドマツ	スギ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2, 500	2, 500	3, 000	2, 500	2, 500	4, 000
中庸仕立て	2, 000	2, 000	2, 500	2, 000	2, 000	3, 000
疎仕立て	1, 500	1, 500	2, 000	1, 500	1, 500	2, 000

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上適切な本数を判断して行うように努めるものとする。

【植栽時期】

植栽時期	樹 種	植栽時期
春 植	スギ	4月初旬～6月10日
	その他	4月初旬～5月31日
秋 植	スギ、その他	9月中旬～11月上旬

(イ) 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とするものとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

立地条件、周辺環境等を勘察し、天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性)を次のとおり定めるものとします。

区 分	樹 種 名
ぼう芽更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなどの高木性でぼう芽性の強い樹種
天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなどの高木性の樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齢林(注3)にあつては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切り株からぼう発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にでは林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数(注6)は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成25年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数(注6)} \times 100$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3,300本/ha
下層	10,000本/ha

針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

階層	期待成立本数
上層(カラマツ)	300本/ha
上層(その他の針葉樹)	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6月～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林のほか、早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林、水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林を対象とします。

なお、天然更新が期待できない森林を、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定する場合は、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害などの被害の発生状況その他の自然条件や、天然更新では対応し難い森林の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案するものとし、

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

- (1) 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- (3) 公益的機能別施業森林の区域で施業方法を特定している森林
- (4) 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林
- (5) ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

指定する森林の区域は、次のとおりです。

森 林 の 区 域	
林班	小 班
9	1、3～6、11～18、29～30、32、38、40、41、42、44～46、48～51、54～63、67～68、70～81、83、85～86、95～99、101、103～108、111～117、119、120、122～123、125
11	1～3、5～7、16、21～28、30、32、35、39、41、48 50～55、
12	1～3、13～19、29、34、35
16	1～5、7～10、16～22、24～26、28、29、32～48、50～54、56～59、61～63、65～72、74～78、81～86、93～97
17	3、4、6～15、18、19、21、26、27、30、42、43、46、48～53、56、57
19	1～8、10、11、15、17～35、37～41、49～60、62、65、68、71、78、79、82～84
20	1～9、11、13～18、21、23、25、26、28、29、32、39、40、42～44、48、50
21	全域

森 林 の 区 域	
林班	小 班
26	2、4、9、10、56
27	2、3、5～11、14～32、35～40、42、45～55、57～61、63～68、75～79、86～88、90～92、110～113、115～127、134、143～147、150～152、154～157、159～163、167、169～174、177～185、189～196、198
28	全域
29	全域
30	全域
31	全域
32	全域
33	全域
34	全域
35	全域
36	全域
37	2～4、12、14、15、17、18、20～21、25～27、35、38～40、46、48、54～56、78、80～85、88、89、91、95～109、112、114～116、119～122、124～126、128、129、131～143、148、150～159
38	2～5、7、9～13、15、17～19、21、24、28、29、32～34、36～39、41、43～46、48、50～52、58～62、75、81、83～84、91、100、112、119、128、132～138、142、143、147～154、158～160、165～166、181、189～193、195～198、210～220、223、225～227、229、235～238、247～254、256、275、277、278、281、285、288、289、291、294～296、298～301、303～305、310～315、317、319、321、323、325
39	全域
40	全域
41	全域
42	全域
43	全域
44	全域
45	全域
46	全域
47	2、3、5～13、15、17、18、21、22、24～35、38～50、52～61、63～71、73、74、76～78、84～92、94、96、97、99、102、104
48	全域
49	全域
50	全域
51	全域
52	全域
53	全域

森 林 の 区 域	
林班	小 班
55	全域
56	全域
57	全域
58	全域
59	全域
60	全域
61	全域
62	全域
63	1～3、5、6、8～10、14、16～18、21、23、25、27、30、 33～37、42～48、50～53、56～58、60、65、67、68、 70～78、82～85、88、99、101、103、105、106、111、112、 120、122、123、126、130、131、143、145～148、150～153
64	全域
65	全域
66	全域
67	全域
68	全域
69	全域
70	全域
71	全域
72	全域
73	全域
74	全域
75	全域
76	全域
77	全域
78	全域
79	全域
80	1、5、6、10、14、39～44、46～49、52～65、68～74、 77～91、93～96、99、101、107～111、113～116、118、 122～126、128～130、132、134～136、139、141、 144～147、155～161、164、166～169、171、174、176、 179、180、182～184、190、192～195、197、198、204、 207、208、212、214、217、220～227、
81	全域
82	全域
83	1、17、18
84	全域
85	1～3、5～6、10、17～23、25～28、30～36
88	19
89	2～4、9、11、15、23、24、26～31、35、38～40、42、43、 47～50、52～54、59～66、68、71～73、75、78、85、87、 89～93、96～100、105、125、127、128、148～153、 156～159、167、168、173
91	9、11、14～17、20～22、25、30、41、43、67
92	全域
93	全域

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新にかかる対象樹種

- ア 人工造林の場合 1 (1) による
- イ 天然更新の場合 2 (1) による

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による。

5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地で地拵を行う場合は、全刈りを避け、刈り払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき基準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき基準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(ア) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。

(イ) 間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹種	施業体系	間伐の時期 (林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	植栽本数 3,000 本/ha 仕立て方法 : 密仕立て 主伐時の設定 : 700 本/ha	2 2	3 0	4 2	5 5	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 11年
カラマツ (グイマツ との交配種 を含む)	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 : 中庸仕立て 主伐時の設定 : 450 本/ha	2 4	3 4	4 6	—	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 10年 標準伐期齢以上 12年
トドマツ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 : 中庸仕立て 主伐時の設定 : 450 本/ha	2 0	2 8	3 6	4 4	—	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33% 間伐間隔年数 標準伐期齢未満 8年
アカエゾ マツ	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 : 中庸仕立て 主伐時の設定 : 400 本/ha	2 1	2 8	3 5	4 4	5 5	選木方法 定性及び定量 間伐率 20~33% 標準伐期齢未満 8年

注1) 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」、「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

(ウ) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件のある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法 により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断するものとします。

(2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去することとします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とするものとします。

(3) つる切り

育成の対象となる林木の生長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

職 種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽										
スギ	春	①	②	②	①	①				△	
	秋		②	②	①	①	①				△
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

職 種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽										
スギ	春			△							
	秋				△						
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

①：下刈1回刈 ②：下刈2回刈 △：つる切り、除伐、枝打ち
注)カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツには、エゾマツを含む。

3 その他間伐及び保育の基準

特になし

4 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養^{かん}林)

ア 区域の設定

水源涵養^{かん}保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流域に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に在する水源涵養^{かん}機能の評価区分が高い森林など水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

(2) 土地に関する災害の防止及び、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林(山地災害防止林)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険区域、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、その他山地災害防止/土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林(生活環境保全林)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霜害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

③保健・レクリエーション機能、文化及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林(保健・文化機能等維持林)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となり、優れた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るととも

に、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配慮等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

2 木材等生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

(2) 森林施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長期化を図るなど生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産 30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産 36cm	中庸仕立て	55年
スギ	一般材生産 36cm	密仕立て	70年
アカエゾマツ	一般材生産 30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

知内町の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づ

く水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1の水源涵養林^{かん}における森林施業を基本とするが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出する恐れのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン

ア 区域の設定

①水辺林タイプ

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表1のとおり定めます。

②保護地域タイプ

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で、別表1のとおり定めます。

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林整備を推進する区域に関する事項

ア 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路 網 密 度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
急傾斜地(30°～)	架線系作業システム	15以上	15以上

注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際を目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能

林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
急傾斜	チェーンソー	スイングヤーダ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)
中傾斜	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
緩傾斜	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッド【全木】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	

※ () は前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例がある。

イ 路網整備等推進区域の設定

本計画の期間内に基幹路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

路網整備等推進区域名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対図番号	備考
元町地区	100ha	燈明岳線	4,000m	1	

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知)を基本として、道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に則り開設します。

②基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設、拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位（延長：k m、面積：h a）

開設 / 拡張	種類	区分	地区	路線名	延長及び 箇所数	利用 区域 面積	前年 5カ年の 計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道		元町	燈明岳	4.0-1	100ha		1	
	〃		上雷	成田の沢	1.2-1	35ha		2	
拡張	林道(改良)		森越 (改良)	森越	-1				橋りょう 改良
	〃		森越	尾刺建川	-2				法面保護
	〃		湯の里	尾刺建川	-1				局部改良

イ 細部路網の整備に関する事項

①細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、
「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の84%と大半を占め、また、一般民有林のうち、44%はスギ等の人工林であり間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、知内町森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の施業又は経営の委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・斡旋など推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進します。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとします。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営計画期間内において、自ら森林の経営を行うことが出来るよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画になるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

なお、意向調査については森林調査簿や林地台帳を基に、経営管理が行われていないと思われる森林を対象として、実施するよう努めるものとします。

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1 森林施業の共同化の促進方向

民有林面積を所有形態別にみると、町有林1,002ha(15%)、私有林5,783ha(85%)となっています。森林所有者の共同組織としての森林組合は、林業経営の指導、造林・保育等の森林施業の受委託並びに販売事業等を行っており、森林組合の果たすべき役割は大きいものの、近年の諸情勢により森林組合の経営も厳しい状況にあります。そのため、町、森林組合、渡島総合振興局西部森林室所有者及び林業関係者による森林整備の着実な実施に向けた推進体制の整備を進め、施業集約化等共同化事業により、効率的な森林整備を推進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

林業を専業としない森林所有者及び不在村森林所有者が多いということもあり、町等の指導による施業実施協定の締結を促進するものとします。特に不在村森林所有者については、当該所有者に対する林業施業の普及啓発活動を強化すると共に、森林施業の共同化によって森林所有者の施業コストの軽減を図り、適正な森林施業の確保に努めます。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ①共同して森林施業を実施しようとする者は、効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておく。
- ②共同して森林施業を実施しようとする者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておく。
- ③共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、新規の林業就労者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成や、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進するものとします。

さらに北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、本町においても、森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業、フォワード、スキッド等による集材作業のシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、町が策定した「知内町地域材利用推進方針」（平成24年9月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスイエネルギーの導入拡大など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

(1) 木材産業の体質強化

新しい需要分野の開拓を進めるとともに、消費者ニーズを的確に把握し、それらに対応した加工技術や高度利用技術の開発など、木材加工の高度化を促進することとし、地域材を利用した新製品・新デザイン・新技術の開発を促進します。

また、木材産業が輸入材製品や非木質系資材に対抗した競争力を持つために、地域の森林資源や木材需給の変化に対応し、木材産業の合理化と加工コストの低減を図り、価格競争力を高める必要があります。このため、地域の人工林材などを加工する施設におけるコストの低減を図るとともに地域材の需要拡大を推進します。

今後、木材産業の経営基盤を一層高めるため、川上から川下までの更なる連携の強化や、経営の改善・合理化を進めるとともに、必要に応じて他業種との機能分担を強めるなどの協業化を推進します。

(2) 木質バイオマスの利用促進

地域産業の振興や二酸化炭素排出量の削減の観点から、林地未利用材等の木質バイオマスの有効利用を促進することとします。特に、地域の需要動向等を踏まえ、林地未利用材の収集を促進する必要がある場合は、地域関係者が連携して需給情報の共有化、集荷の低コスト化を図り、安定的な供給に努めることとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域は別表3のとおり定めます。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせる推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果に発揮を図るよう努めることとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又は被害の生じるおそれのある森林については森林組合等関係機関と連携し、森林所有者に対し防除対策を講じるよう助言・指導し、適切な防除を早期に行うよう努めることとします。

また、食害の生じるおそれのある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

第2 森林病虫害の駆除又は予防・火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等

森林病虫害については、被害の早期発見に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、当と道振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においては、ネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向を踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

- (2) 森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線、防火道等の整備や保護標識等を設置することとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

(1) 許可の申請

火入れの許可を受けようとする者は、火入れを開始する7日前までに、申請書を町長に提出しなければなりません。

(2) 許可の要件

火入れの目的が、森林法第21条第2項各号の目的のいずれかに該当し、火入れ地の周囲の現況防火設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等から見て、周囲に延焼の恐れがないと認められる場合とします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当林分なし

(2) その他

(ア) 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

(イ) 森林の巡視にあたっては、森林レクリエーションのための利活用者が多く、山火事等の森林被害が多発する恐れのある地域を重点的に実施することとし、特に森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、道立自然公園や鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為の恐れがある地域、主要な展望地等利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、森林保全巡視指導員や自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域 該当なし。
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 該当なし。
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 該当なし。
- 4 その他必要な事項 該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、森林整備計画の達成に寄与することから、森林所有者等に対する制度の周知、作成支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

町内の製材事業者等の育成並びに新規参入を図ると共に、農業、漁業等他産業との連携を深めながら、森林整備をとおして地域の振興を図ります。

また、町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

3 森林の総合利用の推進に関する事項 特になし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

北海道森づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。このことから、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組みを通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとします。

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

地域住民の理解を促進するため、地域の情報誌やインターネット等のマスメディアを活用し、身近にある森林や森林づくり活動等に関する情報の提供に努めます。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項 特になし

(3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

青少年の森林学習を推進するため、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。また、町内の小・中学生をはじめとした青少年及び各種団体に対して、自然の大切さ、生活環境での森林の重要さと、ふるさとへの愛着を育くむため、森づくりへの直接参加を推進するとともに、植樹の森等の整備を促進する。

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業による森林整備
該当なし。

6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であるその整備に当っては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

(2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林(以下、「制限林」という。)については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となります。なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりとします。

(ア)主伐の方法

- a 伐採できる立木は、森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- b 伐採方法は、次の3区分とします。
 - (a) 伐採方法の指定無し(皆伐を含む)
 - (b) 択伐(伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの)
 - (c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ)伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- b 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次ぎのとおり指定施業要件に定められます。
 - (a) 水源かん養保安林(ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る)については、20ha以下の適切な面積とします。
 - (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
- (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20ha以下とします。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり、帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率と、また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは、10分の3(指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4)とします。

(ウ)特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあつては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

(エ)間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は、原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ)植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行われなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次表により行います。

《特別地域内における制限》

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 1 種 特別地域	(1) 第 1 種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に 10 年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は蓄積の 10% 以内とする。
第 2 種 特別地域	(1) 第 2 種特別地域内の森林の施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ①一伐区の面積は、2ヘクタール以内とします ただし、疎密度 3 より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合伐区面積を増大することができます。 ②伐区は、更新後 5 年以上を経過しなければ連続して設定することができません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の 30% 以内とし、薪炭林においては 60% 以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。
第 3 種 特別地域	(1) 第 3 種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとする。

ウ 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第 4 条及び砂防法施行条例第 3 条の制限の範囲内で行うものとします。

エ 鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別保護地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採にあたっての一般的な取扱は、次のとおりとします。

- a 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては、禁伐とします。その他の森林にあつては、伐採種は定められていません。
- b 地域森林計画の初年度以降 5 年間に於いて皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の 5 倍とします。
- c 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とします。

オ 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第 125 条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

カ その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。なお、その他の制限林における、法令等の制限は、次表のとおりである。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	伐 採 方 法
その他の制限林	(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐(その程度が著しいと認められるものについては禁伐)とします。 (3) 砂防指定地内の森林で、次ぎに該当する場合は皆伐を行うことができます。 ①伐採面積が1ha未満のもの ②森林経営計画で皆伐として計画されたもの (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域(伝統的建造物群保存地区を除く。)においては、禁伐とします。

(3) 森林施業の技術および知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

エゾシカによる、トドマツ等への被害がめだっていることから、有害鳥獣駆除による被害防止だけでなく、道などの関係機関の協力を得て、抜本的な被害防止策に努めることとする。

(5) 森林施業共同化重点実施地区

「森林施業共同化重点実施地区」は、森林施業の共同化を組織的、効率的に行うことを旨とする区域であり、当該区域において基幹路網の継続的な開設を行う路線及び区域は次のとおりです。

路線名	地区の名称	地区の所在	区域面積
該当なし			

別表 1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
水源涵養林	2	1~45、48、53~62、109、113~119、127、128、142	74.65
	3	1~8、10、12~16、44、45、48、50~52、55、61~64、70	125.40
	22	全域	106.88
	23	全域	85.88
	24	全域	42.96
	25	全域	75.26
	26	3、7、11~24、26~48	102.31
	37	75~77、79、92~94、149	9.40
	38	1、25、168~180、183~188、199~209、221、222、224 241~246、255、276、279、280、282、284、286、287 290、292、293、297、302、306~309、316、318、320 324、326~329	43.92
	85	12、13	11.77
	86	全域	51.03
	87	全域	79.56
	88	20~40、42~52、60、61、65~75	52.61
	89	32~34、36、172、174、175	5.97
	90	全域	55.67
	91	1~8、12、13、29、32~40、42、44~57、59~66	57.60
山地災害防止林	1	7~71、74~98、101~182	106.40
	2	1~97、99~144	87.74
	3	1~10、12~52、55~76	149.81
	4	全域	59.53
	5	全域	136.43
	6	全域	112.41
	7	全域	123.22
	8	全域	82.70
	9	2、7~10、19~23、31、34~36、64、65、69、82、84、90、 102、109、110、118、121、126~130、133~137	23.56
	10	全域	87.84
	11	10~15、17、31、34、36~38、40、42~47、49、56~67 71~75	47.30
	12	5~12、20~28	40.50
	13	全域	97.88
	14	全域	73.24
	15	2~9	48.78
	16	13、14、30、64、79、90~92	14.12
	17	17、22、23、25、34~41、44、45	33.10
	18	全域	68.68
	19	42~47、69、70、72~77	40.93
	20	30、31、33~38、49	31.48
	22	全域	106.88
	23	全域	85.88
	24	全域	42.96
	25	全域	75.26
	26	3、5~8、11~24、26~55	106.25
	27	1、13、33、34、41、56、69~71、74、80、89、93~99 114、166	5.80
	83	3~16、19~22、29、30、34、39	96.06
	85	12、13	11.77
	86	全域	51.03
	87	全域	79.56
	88	20~40、42~52、60、61、65~75	52.61
89	32~34、36、172、174、175	5.97	
90	全域	55.67	
91	1~8、12、13、29、32~40、42、44~57、59~66	57.60	

区 分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
生活環境保全林	27	105~108、142、186、187	1.64
	47	79~83、95	2.86
	63	90~96、133~140	4.17
	80	15~26、202、228	2.34
保健・文化機能等維持林	1	2~6、72、73、110、113~173	30.98
木材等生産林	9	1、3~6、11~18、24~30、32、33、37~63、66~68 70~81、83、85~89、95~101、103~108、111~117 119、120、122~125	41.15
	11	1~3、5~9、16、18~28、30、32、33、35、39、41、48 50~55、69、70	36.09
	12	1~4、13~19、29、34、35	10.13
	15	1	6.60
	16	1~12、15~29、31~48、50~59、61~63、65~72 74~78、80~86、93~98	47.42
	17	3~15、18、19、21、26、27、30、42、43、46~53、56、57	11.40
	19	1~35、37~39、41、49~60、62、65、67、68、71、78、79 82~84	43.26
	20	1~29、32、39、40、42~44、47、48	27.58
	21	全域	44.43
	26	1、2、4、9、10、56	3.46
	27	2~12、14~32、35~40、42~55、57~68、75~79 84~88、90~92、110~113、115~127、134、139、 143~148、150~157、159~163、167、169~174 176~185、189~196、198	89.23
	28	全域	82.61
	29	全域	128.74
	30	全域	95.01
	31	全域	126.57
	32	全域	80.04
	33	全域	21.92
	34	全域	111.52
	35	全域	33.07
	36	全域	76.65
	37	2~5、9~15、17~21、25~52、54~74、78、80~91 95~109、112~116、118~122、124、125、126、128 129、131~148、150~159	101.92
	38	2~5、7、9~24、27~30、32~53、57~63、75、76 81~84、90~92、98、100、112、113、118、119、128 132~138、142、143、147~160、162、163、165~167 181、182、189~198、210~220、223、225~229、233 235~238、240、247~254、256、275、277、278、281 283、285、288、289、291、294~296、298~301 303~305、310~315、317、319、321~323、325	92.92
	39	全域	39.16
	40	全域	37.88
	41	全域	41.00
	42	全域	32.04
	43	全域	39.60
	44	全域	28.72
	45	全域	59.36
	46	全域	69.28
	47	1~18、20~71、73~78、84~94、96、97、99~102、104	88.76
	48	全域	62.17
	49	全域	46.88
50	全域	59.41	
51	全域	71.08	
52	全域	43.00	
53	全域	39.32	

区 分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	54	全域	55.52
	55	全域	52.00
	56	全域	51.16
	57	全域	88.54
	58	全域	63.52
	59	全域	49.84
	60	全域	62.95
	61	全域	96.80
	62	全域	56.45
	63	1～11、14～18、21～25、27、30、31、33～37、40～53 55～63、65、67～78、80～85、88、99、101、103 111、112、117、120～123、126、130、131、143～148 150～153	73.46
	64	全域	84.86
	65	全域	92.80
	66	全域	40.84
	67	全域	56.36
	68	全域	51.97
	69	全域	52.32
	70	全域	78.92
	71	全域	39.28
	72	全域	66.16
	73	全域	51.48
	74	全域	54.84
	75	全域	71.76
	76	全域	118.77
	77	全域	80.66
	78	全域	69.94
	79	全域	44.92
	80	1、5、6、10、11、14、39～49、52～65、67～74、76～96 99～101、107～116、118、122～126、128～130、132 134～136、138～141、144～147、149、154～161、163 164、166～172、174～176、178～184、188、190 192～195、197～200、204、207～209、212、214、217 220～227、	67.61
	81	全域	59.12
	82	全域	74.82
	83	1、2、17、18、38	4.64
84	全域	65.28	
85	1～8、10、11、14、17～23、25～28、30～36	39.36	
88	15、19、53、57～59、62、76	7.82	
89	1～31、35、37～43、45～87、89～100、103、105 108～111、125、127、128、148～153、156～160、 166～168、173	104.23	
91	9～11、14～28、30、41、43、67	11.24	
92	全域	66.06	
93	全域	111.18	

2 上乗せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積(ha)
	林班	小 班	
水資源保全ゾーン	2	1~45、48、53~62、109、113~119、127、128、142	74.65
	3	1~8、10、12~16、44、45、48、50~52、55、61~64、70	125.40
	22	全域	106.88
	23	全域	85.88
	24	全域	42.96
	25	全域	75.26
	26	3、7、11~24、26~48	102.31
	37	75~77、79、92~94、149	9.40
	38	1、25、168~180、183~188、199~209、221、222、224 241~246、255、276、279、280、282、284、286、287 290、292、293、297、302、306~309、316、318、320 324、326~329	43.92

【道 有 林】

該当なし

別表 2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域
【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積	森林経営計画における 主な基準(参考)(注1)
		林班	小班		
森林(水源涵養機能の維持増進を推進すべき)	伐期の延長を推進すべき森林	2	1~45、48、53~62、109、113~119、127、128、142	74.65	主伐林齢 標準伐期齢+10年 皆伐面積10ha以下
		3	3~8、10、12~16、44、45、48、50~52、55、61~64、70	87.56	
		22	全域	106.88	
		23	全域	85.88	
		24	全域	42.96	
		25	全域	75.26	
		26	3、7、11~24、26~48	102.31	
		37	75~77、79、92~94、149	9.40	
		38	1、25、168~180、183~188、199~209、221、222、224 241~246、255、276、279、280、282、284、286、287 290、292、293、297、302、306~309、316、318、320 324	43.60	
		85	12、13	11.77	
	86	全域	51.03		
	87	全域	79.56		
	88	20~40、42~52、60、61、65~75	52.61		
	89	32~34、36、172、174、175	5.97		
	90	全域	55.67		
	91	1~8、12、13、29、32~40、42、44~57、59~66	57.60		
	町長が地形・地質等を勘案して伐採面積の規模の縮小を行うべき森林	2	1~45、48、53~62、109、113~119、127、128、142	74.65	
		3	1~8、10、12~16、44、45、48 50~52、55、61~64、70	125.40	
		22	全域	106.88	
		23	全域	85.88	
24		全域	42.96		
25		全域	75.26		
26		3、7、11~24、26~48	102.31		
37		75~77、79、92~94、149	9.40		
38		1、25、168~180、183~188、199~209、221、222 224、241~246、255、276、279、280、282、284 286、287、290、292、293、297、302、306~309、 316、318、320、324	43.60		
森林(山の機能又は土地保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき)		長伐期施業を推進すべき森林	1	2~71、72~98、101~182	130.26
	2		全域	87.74	
	3		全域	149.81	
	4		全域	59.53	
	5		全域	136.43	
	6		全域	112.41	
	7		全域	123.22	
	8		全域	82.70	
	9		2、7~10、19~23、31、34~36、64、65、69、82、84、90 102、109、110、118、121、126~130、133~137	23.56	
	10		全域	87.84	
	11		10~15、17、31、34、36~38、40、42~47、49、56~67 71~75	47.30	
	12		5~12、20~28	40.50	
	13		全域	97.88	
	14		全域	73.24	
	15		2~9	48.78	
	16		13、14、30、64、79、90~92	14.12	
	17		17、22、23、25、34~41、44、45	33.10	
	18		全域	68.68	
	19		42~47、69、70、72~77	40.93	
	20		30、31、33~38、49	31.48	
	22		全域	106.88	
	23		全域	85.88	
	24		全域	42.96	
	25		全域	75.26	
	26		3、5、6、8、11~24、26~55	104.52	
	27		1、13、33、34、41、56、69~71、74、80、89、93~99 105~108、114、142、166、186、187	7.44	
	47		79~83、95	2.86	
	63		92~96、133~140	3.92	
	80		15~26、202	2.32	
	83		3~16、19~22、29、30、34、39	96.06	
	85		12、13	11.77	
	86		全域	51.03	
87	全域	79.56			
88	20~40、42~52、60、61、65~75	52.64			
89	32~34、36、172	5.85			
90	全域	55.67			
91	1~8、12、13、29、32~40、42、44~57、59~66	57.60			

区分	施業の方法	森 林 の 区 域		面 積	森林経営計画における 主な基準(参考)(注1)
		林班	小 班		
森林の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林)	複層林施業を推進すべき森林	除く)	複層林施業を推進すべき	該当なし	
		森林	択伐による複層林施業を推進すべき		
		1	34、37、105、106、109、110、113~165、167~173	7.72	主伐林齢： 標準伐期齢以上 伐採率： 30%以下又は40%以下 その他： 標準伐期齢時の立木材積の7/10以上を維持する
		2	77、78、81、82、87、123~125、127、129~141	1.65	
		3	9、41、43、46、57、60、62	5.96	
		4	1、2、4、40	37.84	
		5	6、16~19、119~122、124、147~149、178、179、184、195~200	42.96	
		6	4~7、50、51	25.65	
		7	15~18、60、61、95、98	55.67	
		8	1~18	82.70	
		9	7~10	17.47	
		10	1~13	87.84	
		11	10~13、15、17、31、34、36~38、40、42~47、57、60~64、66、67	43.45	
		12	5~11、20~22	36.31	
		13	1~8	97.88	
		14	1~4	73.24	
		15	2~7、9	46.18	
		16	13~14	12.88	
		17	17、22、23、25、34~38	31.45	
		18	1~5	68.68	
		19	42~47	39.29	
		20	30、31、33~38、49	31.48	
		23	2~6、10~12、15~17、21、22	55.06	
		24	2	21.52	
83	6、16、19、22、29、30、34、39	33.68			
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		

注1 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注2、注3に定める方法のほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注2 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

注3 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

区 分	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	96年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ	48年以上
	スギ	80年以上
	その他針葉樹	64年以上
	カンバ・ドロノギ・ハンノキ(天然林を含む)	48年以上
	その他広葉樹	64年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	96年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	128年以上

別表 3 鳥獣害の防止を図る森林の区域

【一般民有林】

対象鳥獣	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
エゾシカ	31	全域	126.57
	32	全域	80.04
	33	全域	21.92
	34	全域	111.52
	35	全域	31.19
	36	全域	78.86
	37	全域	111.25
	38	全域	136.84
	39	全域	39.16
	46	全域	69.05
	47	全域	92.72